

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【会計年度（又は事業年度）】

自 年 月 日 至 年 月 日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】(2)

【事務連絡者氏名】(3)

【住所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(4)

名称 _____
(所在地) _____

第1【募集（売出）債券の状況】(5)

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度（又は事業年度） 末の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名

第2【外国為替相場の推移】(6)

(1)【最近5年間の会計年度（又は事業年度）別為替相場の推移】

決算年月					
最高（円）					
最低（円）					
平均（円）					
期末（円）					

(2)【当会計年度（又は事業年度）中最近6月間の月別為替相場の推移】

月別						
最高（円）						
最低（円）						
平均（円）						

(3)【最近日の為替相場】

円（ 年 月 日）

第3【発行者の概況】(7)

1【発行者が国である場合】

(1)【概要】(8)

(2)【経済】(9)

(3)【貿易及び国際収支】(10)

(4)【通貨・金融制度】(11)

(5)【財政】(12)

(6) 【公債】 (13)

(7) 【その他】 (14)

2 【発行者が地方公共団体である場合】

(1) 【概要】 (15)

(2) 【経済】

(3) 【財政】

(4) 【公債】

(5) 【その他】

(6) 【発行者の属する国の概況】 (16)

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1) 【設立】 (17)

(2) 【資本構成】 (18)

(3) 【組織】 (19)

(4) 【業務の概況】 (20)

(5) 【経理の状況】 (21)

(6) 【その他】 (22)

(7) 【発行者の属する国等の概況】 (23)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

b 当該有価証券報告書の提出者が外国債等預託証券の発行者である場合には、当該外国債等預託証券について名称、発行年月、上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名等を「第1 募集（売出）債券の状況」に記載するとともに、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。

なお、当該外国債等預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、本様式「第3 発行者の概況」の次に「第4 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この様式中「募集（売出）債券」、「債券」及び「券面総額」は、振替外債等に係るものを含むものとする。

(2) 代表者の役職氏名

発行者を代表して有価証券報告書を提出する権限を有する者（以下この(2)において「代表者」という。）の役職名及び氏名を記載すること。

(3) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(4) 縦覧に供する場所

金融商品取引所に上場され又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の名称及び事務所の所在地を記載すること。

(5) 募集（売出）債券の状況

a 募集又は売出しの届出をした債券（当会計年度（又は事業年度）前に全額償還済となったものを除く。）について記載すること。

- b 当会計年度（又は事業年度）中における当該債券の所有者の権利等に重要な影響を与える事実の発生の有無及びその内容について記載すること。
 - c 募集又は売出しの届出をした債券（当該債券が外国債等預託証券である場合には当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等をいい、当会計年度（又は事業年度）前に全額償還済となったものを除く。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第二号様式記載上の注意 (28) cにより記載することとされている事項に準ずる事項を欄外に記載すること。
 - d 法第2条第1項第6号に掲げるものの性質を有する有価証券については、aからcまでに準じて記載すること。
- (6) 外国為替相場の推移
- a 本邦において発行した債券が外国通貨をもって表示されるものである場合には、当該外国通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移について記載すること。
 - b 平均相場とは、会計年度（又は事業年度）の各月末日における為替相場の平均額をいう。
 - c 当該外国通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の会計年度（又は事業年度）において掲載されている場合には、記載を省略することができる。
- (7) 発行者の概況
- a 以下に掲げる記載事項については、簡潔に記載すること。
 - b 計数等については、表形式を用いて分かりやすく表示すること。
 - c 金額は、発行者の属する国の通貨又は合衆国ドルによって記載することができる。この場合においては、本邦通貨との換算レートを記載すること。
 - d 統計資料等については、その出所を記載すること。
- (8) 概要
- a 位置、面積、地形、人口等について記載すること（地図等によって示しても差し支えない。）。
 - b 政治、外交等次に掲げる事項について、その内容を記載すること。
 - (a) 国家組織（立法、行政及び司法組織の概要）及び政党（最近5年間における選挙の結果についても記載すること。）
 - (b) 諸外国との外交関係、加入若しくは関係している国際機関（加入の時期、出資額、借入額等）又は主要な条約
- (9) 経済
- a 最近の経済の動向について、その概要を記載すること。
 - b 最近5年間の次に掲げる事項について、その内容を記載すること。
 - (a) 国民総生産及び国民所得の推移
 - (b) 産業構造及び主要産業の状況並びに鉱工業生産指数の推移
 - (c) 物価の動向
 - (d) 労働情勢
 - (e) 社会保障制度
 - (f) 今後の経済計画
- (10) 貿易及び国際収支
- a 当会計年度の貿易及び国際収支の概要について記載すること。
 - b 最近5年間の次に掲げる事項について、計数を示して記載すること。
 - (a) 主要品目別及び地域別の輸出入状況

- (b) 本邦との貿易の状況
- (c) 国際収支の状況
- (d) 外貨準備の推移及び外国為替相場の動向
- c 外国為替管理の概要について記載すること。
- (11) 通貨・金融制度
 - a 通貨・金融制度及び資本市場の概要について記載すること。
 - b 最近5年間の通貨総供給高及び公定歩合の推移等について記載すること。
 - c 最近日現在の中央銀行の貸借対照表を掲げること。
- (12) 財政
 - a 財政制度及び租税制度の概要について記載すること。
 - b 主な政府関係機関の概要について記載すること。
 - c 当会計年度（又は事業年度）の前4会計年度（又は事業年度）及び当会計年度（又は事業年度）の一般会計の源泉別歳入及び使途別歳出（決算が確定していない場合には予算による。）について、計数を示して記載すること。
また、有価証券報告書提出日を含む会計年度の一般会計の源泉別歳入及び使途別歳出予算について記載すること。
 - d 全ての特別会計及び主な政府関係機関の当会計年度（又は事業年度）の前4会計年度（又は事業年度）及び当会計年度（又は事業年度）の歳入及び歳出（決算が確定していない場合には予算による。）について、計数を示して記載すること。
 - e 減債基金制度の概要及び当会計年度（又は事業年度）の前4会計年度（又は事業年度）及び当会計年度（又は事業年度）の減債基金の繰入額、残高等について記載すること。
- (13) 公債
 - a 最近における公債発行の概要（歳入予算に占める割合等）について記載すること。
 - b 当会計年度（又は事業年度）の前4会計年度（又は事業年度）末及び当会計年度（又は事業年度）末の債務の残高について、内国債、外国債等に区分して記載すること。なお、国が債務保証しているものがある場合には、その保証額等についても記載すること。
 - c 当会計年度（又は事業年度）末において未償還となっている内国債及び外国債について、その発行ごとに名称、発行年月、償還年月、利率、未償還額及び支払通貨名を記載すること。なお、内国債については、利率が同一である場合には、一括して記載することができる。
また、当該債券が減債基金付である場合には、減債基金の積立状況について記載すること。
 - d 外国債については、当会計年度（又は事業年度）末の残高及び今後5会計年度（又は事業年度）の元利金の支払予定額を支払い通貨ごとに区分して記載すること。
 - e 外国債の元金又は利息の支払いについて、過去20年間ににおける支払遅延等債務不履行の有無並びに不履行があった場合には、当該不履行の内容及びその具体的な処理方法等について記載すること。
- (14) その他
当会計年度の末日後有価証券報告書提出日までに生じた重要な事実の概要について記載すること。
- (15) 概要
「(1) 概要」から「(5) その他」までは、それぞれの区分に応じ、発行者が国である場合の記載内容に準じて記載すること。
- (16) 発行者の属する国の概況

- a 発行者の属する国の政治、外交、経済、貿易及び国際収支の概要について記載すること。
 - b 当該債券の元利金の支払について発行者の属する国の保証が付されている場合には、aのほか発行者の属する国の財政及び公債の概要について記載すること。
- (17) 設立
- a 「(1) 設立」から「(5) 経理の状況」までは、国際機関、政府関係機関等の一般的な記載事項を示したものであるもので、これによりがたいものについては、これに準じて記載すること。
 - b 設立の目的・根拠、法的地位及び特権等の概要、設立年月日並びに沿革について記載すること。
 - c 本邦との関係について記載すること。
- (18) 資本構成
- 当会計年度（又は事業年度）末の資本の構成内容、授權資本の額及び出資者等について記載すること。
- (19) 組織
- a 組織及び機関の構成、権限等について記載すること。
 - b 役員の選任の資格及び方法、権限等について記載すること。
 - c 当会計年度（又は事業年度）末の役員の氏名を記載すること。
- (20) 業務の概況
- a 業務及び関係機関の概要について記載すること。
 - b 業務上の重要な協約等がある場合には、その内容について記載すること。
 - c 本邦との関係について記載すること。
- (21) 経理の状況
- a 財務計算に関する書類について、公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載すること。
 - b 最近2年間（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合にあっては、最近1年間）の財務計算に関する書類を掲げること。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、分かりやすく説明すること。
 - c 当会計年度（又は事業年度）末の主な資産、負債及び収支の内容について記載すること。
- (22) その他
- 当会計年度（又は事業年度）の末日後有価証券報告書提出日までに生じた重要な事実の概要について記載すること。
- (23) 発行者の属する国等の概況
- a 発行者が政府関係機関等である場合には、発行者の属する国の政治、外交、経済、貿易及び国際収支の概要について記載すること。
 - b 発行者が地方公共団体に関係する機関である場合には、当該地方公共団体の概要、経済等について記載すること。
 - c 当該債券の元利金の支払について発行者の属する国又は地方公共団体の保証が付されている場合には、当該国又は地方公共団体の財政及び公債の概要について記載すること。